

主催 鈴木新聞店・ツタウエル・中野新聞舗

好評につき  
9月も開催!

ご家族の  
ための

第42回

不動産

個別相談会

代々受け継いだ不動産を  
手放したくない!何かうまく活用することは  
できないかな?

相続で受け継いだ  
不動産を全く使っていない  
売却することはできる?

荒れ地、農地、古屋付き  
老朽化アパート売却することは  
できるのかな?

空き地や空き家の  
固定資産税の負担や管理が大変。  
建物は取壊したほうが良い?

相続のこと  
不動産のこと、  
親族で揉めない為に  
何か今のうちにできる  
準備はないかしら?



講師  
柚木克哉氏

不動産の悩み、ご家族に合った解決方法を見つけます!

日程	2023年9月28日 木
時間	①10:00am~ ②11:00am~ ③13:00pm~ ④14:00pm~ ⑤15:00pm~ ※各回1組ずつ(2名様まで) 約60分の無料相談
講師	富士宮相続相談センター代表 <small>ゆずき かつや</small> 柚木 克哉 氏 <small>・無料相談・不動産相続コンサルティング</small> 富士宮相続相談センター
会場	富士宮市立西公民館 住所: 富士宮市神田川町 27-4

参加希望の方はお電話にてお申し込み下さい。

中野新聞舗 ☎0544-23-3333

受付時間: 月~土 9時~17時

# こんな方はぜひご相談ください

- ✓ すでに相続が発生していて受け継いだ不動産がある
- ✓ いつか相続が発生したときに不動産で揉める可能性がある
- ✓ 荒れ地・農地・山林・老朽化したアパートを売却したい
- ✓ 空き家や空き地の固定資産税の負担や管理が大変

どれかひとつでも該当する方はお気軽にご相談ください！  
不動産と相続の専門家がワンストップでお答えします。

# 複雑な案件もお任せください！

- ご家族の財産を守るために最適なアドバイスをすることができます
- 富士宮市、三島市で相続セミナー、個別相談会を毎月開催中のべ431組が参加
- 税金については提携税理士が無料で相続税診断や税務相談をお受けできます
- 近隣の方に知られたくない等、必ず秘密厳守で対応致します

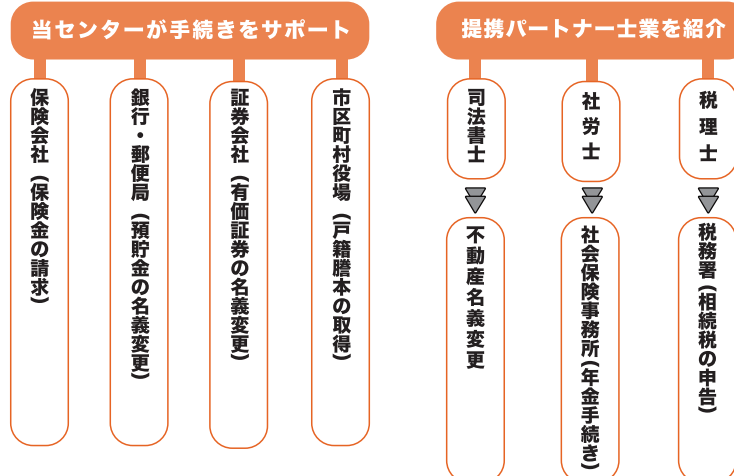
## 講師プロフィール

富士宮相続相談センター  
代表  
ゆずき かつや  
袖木 克哉



富士宮市内で不動産業を営む。不動産業務を行う中で、相続の問題を数多く目の当たりにする。遺されたご家族のためにも事前に相続の準備をしておくことの大切さ知ってもらうため、2019年に「富士宮相続相談センター」を開設。毎月富士宮市・三島市で個別相談会やセミナーを開催し、参加者はのべ431組にのぼる。

## 富士宮相続相談センター



当センターが窓口となり、各士業の方々と連携しながら様々な手続きに一括でご対応致します。

当社ホームページ



QRコード